

(介護予防)認知症対応型共同生活介護 重要事項説明書

作成日:2025年2月13日

I. 事業者概要(全社共通)

事業者名	ミモザ株式会社
法人の種類	株式会社
代表者名	代表取締役 清水 亨
所在地	東京都品川区南品川二丁目2番5号
資本金(出捐金)	80,000千円(2023年3月31日現在)
法人の理念	高齢者の幸せな暮らしに貢献する。
他の介護保険関連の事業	東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、静岡県、宮城県、栃木県、福島県において下記の12事業を営んでいる。 <ul style="list-style-type: none">・(介護予防)特定施設入居者生活介護事業・地域密着型特定施設入居者生活介護事業・通所介護事業・地域密着型通所介護事業・(介護予防)認知症対応型通所介護事業・第一号通所事業・訪問介護事業・第一号訪問事業・居宅介護支援事業・(介護予防)小規模多機能型居宅介護事業・看護小規模多機能型居宅介護事業・(介護予防)短期入所生活介護事業
他の介護保険以外の事業	サービス付き高齢者向け住宅事業

2. 事業所概要

事業所名	ミモザ横浜霧が丘
事業所の目的	要支援2または要介護者であって認知症のある者について、共同生活住居において家庭的な環境の下で、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話および機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とします。
事業所の運営方針	スタッフは豊かな感受性をもって、心あたたまるケアを提供します(ミモザの花言葉には、豊かな感受性と心あたたまる、という意味があります。)。
事業所の責任者	管理者 小野寺 大介
開設年月日	2012年2月1日
介護保険事業所指定番号	1493300147
所在地	神奈川県横浜市緑区霧が丘5-25-1
電話／FAX番号	(電話)045-924-3810／(FAX)045-924-3812
交通の便	J R 横浜線「十日市場」駅下車 南口バス乗り場より市営・神奈中バス23系統または東急バス青23系統「若葉台中央」行き乗車 「郵便局前」バス停下車、徒歩2分
敷地概要(権利関係)	土地建物共賃貸借
建物概要(権利関係)	構造:鉄筋コンクリート造2階建の2階部分 延床面積:505.66m ²

居室の概要	居室 18室(全室個室) 9名×2ユニット (2階<かえで壱番館>9名 2階<かえで弐番館>9名) 個室 9.10m ²
共用施設の概要	【かえで壱番館】 トイレ(3か所)、洗面所(2か所)、台所(1か所)、浴室(機械浴)、脱衣室、居間、食堂、エレベーター、バルコニー 【かえで弐番館】 トイレ(3か所)、洗面所(2か所)、台所(1か所)、浴室、脱衣室、居間、食堂、エレベーター、バルコニー
緊急対応方法	スタッフコール設置(居室、トイレ、浴室)、24時間介護職員配置
防犯防災設備 避難設備等の概要	自動火災報知機設備、スプリンクラー設備、消防との直通電話、各階から避難のための設備、消火器、玄関(オートロック)
損害賠償責任保険加入先	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

3. 職員体制(主たる職員)

職種	職員(人)		職務内容
	常勤	非常勤	
管理者 (内、計画作成担当者兼務) (内、介護従業者兼務) (内、併設施設の職務兼務)	1人 (0人) (0人) (0人)	X	介護従業者および業務の管理を行う。
計画作成担当者 (内、介護支援専門員保有) (内、介護従業者兼務)	1人 (0人) (1人)	1人 (1人) (1人)	(介護予防)認知症対応型共同生活介護計画の作成にかかる業務を行う。
介護従業者 (他職種兼務者含む)	2人	23人	ご利用者の介護や入浴・排泄・食事等生活全般にかかる援助を行う。

※ 厚生労働省の定める基準を遵守し、指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護を提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。

4. 勤務体制

日中生活時間帯 (6:00～22:00)	厚生労働省の定める基準を遵守しております。 例えば1ユニットにご利用者が8人いる場合、8時間×3人=延べ24時間分のサービス提供が行えるようにします(月または4週の平均の常勤換算による方法)。
夜間及び深夜の時間帯 (22:00～翌6:00)	厚生労働省の定める基準を遵守しております。 時間帯を通じて1人以上を配置します。

5. 利用状況

定員	ユニット数2(定員9人/1ユニット) 総定員18人
利用状況	かえで壱番館：9人 かえで弐番館：9人

6. 事業所利用にあたっての留意事項

- 面会時間は、原則10時～17時とします。来訪者は、面会の都度職員に届け出でください。来訪者名簿への記入もお願いします。
- 外出は原則自由とします(外出時はどなたか付き添いをお願いします。)。
- 外泊は原則自由とします(事業所所定の様式にて事前に届出が必要となります。)。

- ・ 日常生活上必要な実費(医療費、通院費、趣味嗜好品、理美容費等)は事業所にていったん立替払いを行い、翌月の利用料等の請求書にてその使途をご報告、請求させていただきます。
- ・ ご利用者が貴重品、高額品等を事業所内に持ち込むことをご遠慮頂いております。持ち込んだ貴重品、高額品等が紛失した場合は、事業所では責任を負いかねます。
- ・ ペットの持ち込みは禁止します。
- ・ 事業所の敷地内では、入居者による喫煙は原則遠慮していただいております。
- ・ 火気厳禁につき、ライター等をお持ちでしたら、スタッフにてお預かりさせていただきます。
- ・ 居室内にはベッドおよびカーテンを備え付けております。ご利用者の使い慣れたものや、馴染みの家具・備品をお持ち込みいただくことも可能です。できる限り対応いたしますので、ご相談下さい。
- ・ 医療機関への通院については、入居前にご相談させていただきます。スタッフも協力させて頂きますが、勤務体制上、難しいこともありますのでご了承ください。
- ・ 入居前にかかっていたかかりつけ医に通院される場合は、ご家族の方の付き添いをお願いします。
- ・ ご利用者の過失にて居室を著しく破損・汚損した場合は修復に要する費用をご利用者側にてご負担願います。
- ・ 厚生労働省が定める運営基準により身体拘束その他利用者の行動を制限することは原則禁止されています。ただし利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。しかし、その場合も速やかな解除に努めるとともに、理由を連帯保証人またはご家族に報告します。

7. サービスおよび利用料等

7-1. 介護保険給付の対象となるサービス及び料金

食事・排泄・入浴(清拭)・着替えの介助等の日常生活上の世話、日常生活の中での機能訓練、健康管理、相談・援助等となります。料金は本重要事項説明書の添付書類の通りです。なお住所変更により、利用者の住所が事業所の所在する市区町村でなくなった場合は、介護保険給付サービスは利用できなくなることがあります(事前に事業所にご相談ください。)。

7-2. 保険の対象とはならない費用

保険の対象とはならない費用は本重要事項説明書の添付書類の通りです。

8. 協力医療機関等

機関名	成和クリニック
診療科目	内科
所在地	神奈川県横浜市緑区十日市場町816-8バラハイツ十日市場101

機関名	相模中央デンタル
診療科目	歯科
所在地	神奈川県相模原市中央区中央5-1-2ベルドールコート2C

機関名	介護老人保健施設ウェルケア新吉田
サービス名	介護老人保健施設
所在地	神奈川県横浜市港北区新吉田町6028-1

9. 苦情相談窓口並びに苦情処理の体制及び手続き

苦情相談窓口は下記の通りとなります。事業所苦情相談窓口又は本社苦情相談窓口の担当者が苦情を受けた場合、当該苦情に関する情報収集を行い、必要に応じて関係者と協議を行います。その結果、対応策の実施が必要となった場合には、速やかに実施します。

事業所苦情相談窓口	小野寺 大介 (電話)045-924-3810 9:00~17:00
本社苦情相談窓口	お客様相談室 (電話)03-6712-8110 9:00~17:00
外部苦情申立て機関	神奈川県国民健康保険団体連合会 (電話)045-329-3447
	横浜市役所介護事業指導課 (電話)045-671-3461
	緑区役所高齢・障害支援課 (電話)045-930-2315

10. 提供するサービスの第三者評価の実施状況

実施の有無	あり
実施した直近の年月日	2023年2月24日実施
実施した評価機関の名称	ナルク神奈川福祉サービス
評価結果の開示状況	公開

11. 研修

事業者は、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けます。また業務の執行体制についても検証・整備します。

- | | |
|------------|----------|
| ① 採用時研修 | 採用後2か月以内 |
| ② 経験に応じた研修 | 随時 |

12. 緊急時および事故発生時における対応

- 事業者は、サービスの提供を行っているときに利用者の症状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医または事業者の定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じます。また主治医または事業者の定めた協力医療機関への連絡が困難である場合には、救急搬送等の必要な措置を講じます。
- 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市区町村、当該利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。
- 事業者は、事故の状況および事故の際に採った処置について記録をします。
- 事業者は、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を行います。

13. 秘密保持と個人情報の保護

- 事業者は、利用者およびその家族等(以下、「利用者等」といいます。)の秘密保持と個人情報の保護について、次の事項を遵守します。
 - ① 業務上で知りえた利用者等に関する秘密や個人情報を、具体的な方法を定めて保護します。
 - ② 秘密保持については、(介護予防)認知症対応型共同生活介護利用契約の履行中だけでなく、当該契約終了後も遵守します。
- 事業者は、法令に基づく必要な措置をとるために、以下の場合に利用者等の個人情報を関係者等に開示することがあります。
 - ① 利用者または第三者の生命・身体・健康・財産に危険がある場合。
 - ② 利用者のあらかじめの書面による同意がある場合。
 - ③ その他利用者等の個人情報を開示する正当な理由がある場合。

14. 身体拘束等の適正化

- 事業者は、利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。ただし利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合に限り、身体拘束を行う場合があります。

- ・ 上記の身体拘束を行うのは、以下の3つの要件をすべて満たしている場合に限ります。
 - ① 切迫性
利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
 - ② 非代替性
身体的拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。
 - ③ 一時性
身体的拘束その他の行動制限が一時的なものであること。
- ・ 事業者は、身体的拘束を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者的心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録することとします。しかし、その場合も速やかな解除に努めるとともに、理由を利用者本人に説明し、理由および一連の経過をご家族等に報告します。
- ・ 事業者は、上記の取り組みを適正に行うために、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催し、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知します。
- ・ 事業者は上記の取り組みを適正に行うために、身体的拘束等の適正化のための指針を整備します。
- ・ 事業者は、上記の取り組みを適正に行うために、年2回および入社時に身体的拘束等の適正化のための研修を行います。

重要事項説明書の添付書類

- 介護保険の基本報酬
- 介護保険の加算報酬
- 算定している各種加算の説明
- 保険の対象とはならない費用一覧

(以下余白)